

広島県告示第九百十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十三年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県三原市館町、東町地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項	区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
東町北川 (二九)	土石流	東町北川 (二九)	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
東町北川 (二九隣)	土石流	東町北川 (二九隣)	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
東町南川 (七八〇〇)	土石流	東町南川 (七八〇〇)	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
県営住宅下 (二六一二)	急傾斜地の崩壊	県営住宅下 (二六一二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
立町東 (二六一四)	急傾斜地の崩壊	立町東 (二六一四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
桜山東 (二六二五)	急傾斜地の崩壊	桜山東 (二六二五)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
立町東 (二六八九)	急傾斜地の崩壊	立町東 (二六八九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
松寿寺裏 (二七五三)	急傾斜地の崩壊	松寿寺裏 (二七五三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
桜山西 (二八〇四)	急傾斜地の崩壊	桜山西 (二八〇四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
県営住宅上 (五二一九)	急傾斜地の崩壊	県営住宅上 (五二一九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり

